


支部定期大会 4月26日(土) 国分寺労政会館		2014 第2号	都教組北多摩東支部 電話 (042) 384・2941 FAX (042) 384・7904 kita-higasi@mvc. biglobe.ne.jp
--	---	---------------------------	---

勤務時間をはじめ様々な休暇制度・母性保護の制度などは都教育委員会と都教組で長年に渡って確認し積み上げてきたものです。都全体に関わることは、都労連と都当局の交渉の結果によって制度や規則としてつくられてきました。

以下の内容は、都レベルで確認されてきたものです。各職場で、年度初めに改めて学校長と職員を代表する組合で確認しましょう。要請書は支部委員会で職場代表にお渡ししました。

学校長様

はじめに (省略)

1、勤務時間について

- ① 1日7時間45分労働を厳守すること。
- ② 休憩時間に勤務が食い込み7時間45分に達した場合は、その時点で勤務終了とすること。限定4項目(*)以外の時間外勤務は命じないこと。やむを得ずおこなった超過勤務には回復措置を確実にこなうこと。
 * (ア) 生徒を直接対象とする実習指導で、農業実習における天候急変事の作物管理・家畜の出産等および水産学習。(イ) 修学旅行的行事で泊を伴うもの。(ウ) 緊急事態の場合の職員会議。(エ) 非常災害等で児童、生徒の人命に係わる場合。
- ③ 教職員の健康が損なわれないように、管理職の責任で職員の出退勤時間を把握し、改善に努めること。

2、休暇・権利について

- ① 年休の取得を保障すること。
- ② 生理休暇・妊娠中の勤務軽減・健康診断・育児時間の保障などの育児・母性保護の権利を保障すること。介護休暇制度、「子どもの看護休暇」など福祉関連の制度の活用を保障すること。

3、研修・主任教諭制度とOJTについて

- ① 免許更新については、対象者に周知徹底し受講・更新に特段の配慮をすること。
- ② OJTは、学校の実態に応じてすすめることに鑑み、強制しないこと。

4、学校運営について

- ① 学校運営にあたっては全教職員の意見を十分に聞き、民主的に行うこと。
- ② 労働安全衛生法にもとづき(法改正で学校現場にも適用)、職場環境の改善につとめること。
- ③ 職場にセクハラ・パワハラが発生しないよう職場環境の整備に配慮すること。
- ④ 再任用・非常勤教員の勤務は、本人の経験が生かせるよう合意にもとづく運用を行うこと。小学校の授業時数も11時間を標準とすること。
- ⑤ 新規採用教員について管理職の責任として、正式採用に結びつくように支援・育成すること。

5、組合活動について

労使交渉事項である勤務労働時間について、具体的問題について分会と話し合うこと。

2014年4月

東京都教職員組合北多摩東支部()分会

学勤
校務
校長
長
に
働
条件
申
入
の
れ
確
認
す
を